

議案第26号関係資料

国民健康保険事業の取扱いについて

平成 15 年 11 月  
秋田市・河辺町・雄和町  
合 併 協 議 会

(様式1)

# 行政制度等の調整方針(案)総括表

## (27) 国民健康保険事業の取扱い

市民生活専門部会

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
1	国民健康保険保健事業				B	
2	国保財政調整基金				B	
3	国民健康保険運営協議会				B	
4	出産、葬祭に関する任意給付				B	
5	レセプト点検事業				B	
6	高額医療費貸付事業	×		×	C	
7	保険給付(法定給付)に関する業務				B	
8	高額療養費融資斡旋に関する業務		×	×	B	
9	一部負担金減免に関する業務				B	
10	国民健康保険税の徴収および滞納整理に関する業務				B	
11	国民健康保険税の適正賦課に関する業務				B	
12	国民健康保険税の減免に関する業務				B	
13	国民健康保険の資格得喪および保険証の交付に関する業務				B	
14	前期高齢者に関する業務				B	
15	針・灸マッサージ療養助成				B	
16						
17						
18						
19						
20						

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						

(注1) 該当する項目(事務事業名等)を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じたこととした場合に 印を表示。

(様式2)

## 行政制度等の調整方針(案)

(27) 国民健康保険事業の取扱い

市民生活専門部会

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
1 国民健康保険保健事業	<p>人間ドックの助成(日帰り)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象は、35歳以上の被保険者(老人保健法施行規則に規定する医療受給者証を交付されている者を除く)</li> <li>・費用額の7割を助成</li> </ul> <p>健康診査の助成 秋田市保健所が40歳以上を対象に実施する健康診査のうち、次に掲げるものの一部負担金を助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本健康診査 1,800円</li> <li>・大腸がん検診 900円</li> <li>・胃がん検診 900円</li> </ul> <p>医療費通知の発送(年6回)</p>	<p>人間ドックの助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象は、国民健康保険加入者で、40歳以上～70歳未満で前年度の国民健康保険税を完納した者</li> <li>・宿泊コース助成金 50,000円(10名)</li> <li>日帰りコース助成金 30,000円(10名)</li> </ul> <p>健康診査の助成 40歳以上を対象に実施する健康診査のうち、次に掲げるものの一部負担金を助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本健康診査 1,300円</li> <li>・胃がん検診 1,000円</li> <li>・大腸がん検診 500円</li> <li>・肺がん検診 500円</li> <li>・子宮がん検診 500円</li> <li>・乳がん検診 500円</li> <li>・前立腺がん検診 500円</li> <li>・C型肝炎検診 700円</li> </ul> <p>医療費通知の発送(年6回) 無受診世帯表彰事業 被保険者1名の場合は3年以上、2名の場合は2年以上、3名以上の場合1年以上無受診で、保険料完納世帯に表彰状・記念品を贈呈する。</p>	<p>脳ドックの助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・40歳以上老人医療受給者証の交付を受けるまでの者が対象。ただし次の者は除く。 ア前年度受診した者 イ町内に1年以内在住し、前年度、当該年度の国民健康保険税の未納額がある者</li> <li>・費用額の8割を助成</li> </ul> <p>健康診査の助成 雄和町が実施する総合健康診査のうち、次に掲げるものの一部負担金を助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本健康診査 1,400円</li> <li>・胃がん検診 1,000円(69歳まで) 500円(70歳以上)</li> </ul> <p>医療費通知の発送(年6回、年間分)</p>	<p>1市2町でそれぞれ事業内容が異なる。</p>	<p>合併時に秋田市が実施している保健事業の内容に統一する。ただし、実施対象者が確定しているものについては、合併前のおり実施することとする。</p>

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
2 国保財政調整基金	基金現在高 558,000千円 (平成14年度末現在)	基金現在高 58,564千円 (平成14年度末現在)	基金現在高 86,372千円 (平成14年度末現在)	基金の設置状況が異なる。	合併時点での両町の残高を秋田市の基金へ統合する。
3 国民健康保険運営協議会	<p>審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険の給付に関する事項</li> <li>・国民健康保険税に関する事項</li> <li>・その他国民健康保険に関する重要な事項</li> </ul> <p>委員定数 12人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者を代表する委員 3人</li> <li>・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人</li> <li>・公益を代表する委員 3人</li> <li>・被用者保険等保険者を代表する委員 3人</li> </ul> <p>任 期 2年</p> <p>開催回数 平成14年度 3回</p> <p>委員報酬 日額 8,800円</p>	<p>審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険の給付に関する事項</li> <li>・国民健康保険税に関する事項</li> <li>・その他国民健康保険に関する重要な事項</li> </ul> <p>委員定数 9人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者を代表する委員 3人</li> <li>・医療機関を代表する委員 3人</li> <li>・公益を代表する委員 3人</li> </ul> <p>任 期 2年</p> <p>開催回数 平成14年度 4回</p> <p>委員報酬 日額 6,800円</p>	<p>審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険の給付に関する事項</li> <li>・国民健康保険税に関する事項</li> <li>・その他国民健康保険に関する重要な事項</li> </ul> <p>委員定数 9人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者を代表する委員 3人</li> <li>・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人</li> <li>・公益を代表する委員 3人</li> </ul> <p>任 期 2年</p> <p>開催回数 平成14年度 2回</p> <p>委員報酬 日額 7,000円</p>	1市2町でそれぞれに協議会が組織・運営されている。	合併時に秋田市の制度に統一する。
4 出産、葬祭に関する任意給付	<p>出産育児一時金の給付 30万円</p> <p>葬祭費の給付 5万円</p>	<p>出産育児一時金の給付 30万円</p> <p>葬祭費の給付 7万円</p>	<p>出生育児一時金の給付 30万円</p> <p>葬祭費の給付 6万円</p>	1市2町で葬祭費の給付額が異なる。	平成17年度から秋田市の制度に統一する。なお、平成17年3月31日までは両町の条例のとおりとする。
5 レセプト点検事業	<p>資格、負担区分の点検</p> <p>給付担当職員による点検</p> <p>診療報酬明細書の内容点検</p> <p>レセプト点検嘱託員による点検を実施</p>	<p>資格・負担区分の点検</p> <p>嘱託職員による点検</p> <p>診療報酬明細書の内容点検</p> <p>嘱託職員による点検を実施</p>	<p>資格、負担区分の点検</p> <p>点検業務受託者による点検</p> <p>診療報酬明細書の内容点検</p> <p>点検業務受託者による点検を実施</p>	市町それぞれでレセプト点検を行っている。	合併時に秋田市の制度に統一する。
6 高額医療費貸付事業	未実施	<p>申請者の資格</p> <p>河辺町国民健康保険の被保険者である世帯主(みなす世帯主含む)とする。</p> <p>貸付限度額</p> <p>高額療養費相当額の100%以内</p> <p>貸付期間</p> <p>貸付金に係る高額療養費が支給される日までの間とする。</p> <p>貸付利息</p> <p>貸付金に利息を付さない。</p> <p>予算額は4,000,000円(一般会計)</p>	未実施	河辺町のみ実施している。	合併時に廃止し、秋田市の高額療養融資制度をもって対応することとする。

項 目 ( 事 務 事 業 名 等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
7 保険給付(法定給付)に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 疾病及び負傷に対する給付療養の給付</li> <li>入院時食事療養費の支給</li> <li>特定療養費の支給</li> <li>療養費の支給</li> <li>訪問看護療養費の支給</li> <li>特別療養費の支給</li> <li>移送費の支給</li> <li>特例療養費の支給</li> <li>高額療養費の支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 疾病及び負傷に対する給付療養の給付</li> <li>入院時食事療養費の支給</li> <li>特定療養費の支給</li> <li>療養費の支給</li> <li>訪問看護療養費の支給</li> <li>特別療養費の支給</li> <li>移送費の支給</li> <li>特例療養費の支給</li> <li>高額療養費の支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 疾病及び負傷に対する給付療養の給付</li> <li>入院時食事療養費の支給</li> <li>特定療養費の支給</li> <li>療養費の支給</li> <li>訪問看護療養費の支給</li> <li>特別療養費の支給</li> <li>移送費の支給</li> <li>特例療養費の支給</li> <li>高額療養費の支給</li> </ul>	償還払いに係る両町の受付窓口の取扱い	合併時に秋田市の業務に統一し、両町に受付窓口を設ける。
8 高額療養費融資斡旋に関する業務	<p>申請者の資格</p> <p>秋田市国民健康保険の被保険者である世帯主(みなす世帯主含む)とする。</p> <p>融資斡旋額の限度額</p> <p>1万円以上とし、医療機関の請求にかかる医療費のうち高額療養費として支給される見込額以内</p> <p>融資の期間および利率</p> <p>融資の期間は貸付を受けた日から原則として3ヶ月以内とし、利率は秋田銀行と毎年度協議し決定する。</p> <p>融資の取扱金融機関</p> <p>秋田銀行秋田市役所支店</p> <p>利子補給</p> <p>市が、融資斡旋を受けた世帯主に対して融資斡旋にかかる借入金の利子を補給する。</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時から秋田市の制度により対応する。
9 一部負担金減免に関する業務	<p>災害等の理由で生活が著しく困難となった場合、被保険者の申請により実態調査を行い、免除又は徴収猶予の可否を判定し、決定する。</p>	<p>災害等の理由で生活が著しく困難となった場合、被保険者の申請により実態調査を行い、免除又は徴収猶予の可否を判定し、決定する。</p>	<p>災害等の理由で生活が著しく困難となった場合、被保険者の申請により実態調査を行い、免除又は徴収猶予の可否を判定し、決定する。</p>	申請に係る両町の受付窓口の取扱い	合併時に秋田市の業務に統一し、両町に受付窓口を設置する。

項 目 ( 事 務 事 業 名 等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
10 国民健康保険税の徴収 および滞納整理に関する 業務	<p>納期限までに完納しない場合、納期限後20日以内に納税者に督促状を発している。</p> <p>督促状を発した日から起算して10日を経過した日まで完納しないときは、滞納者の財産を差し押えている。 (その他滞納処分として、交付要求(参加差押)、公売、換価及び配当の執行)</p> <p>無財産等の理由により、滞納処分が困難な場合、滞納処分の執行を停止している。</p> <p>納期限から1年経過するまで納付しない場合、保険証の返還を求めている。 (返還された場合、資格証明書を交付している)</p> <p>滞納者に短期保険証を交付している。</p>	<p>納期限までに完納しない場合、納期限後20日以内に納税者に督促状を発している。</p> <p>督促状を発した日から起算して10日を経過した日まで完納しないときは、滞納者の財産を差し押えている。 (その他滞納処分として、交付要求(参加差押)、公売、換価及び配当の執行)</p> <p>無財産等の理由により、滞納処分が困難な場合、滞納処分の執行を停止している。</p> <p>納期限から1年経過するまで納付しない場合、保険証の返還を求めている。 (返還された場合、資格証明書を交付している)</p> <p>滞納者に短期保険証を交付している。</p>	<p>納期限までに完納しない場合、納期限後20日以内に納税者に督促状を発している。</p> <p>督促状を発した日から起算して10日を経過した日まで完納しないときは、滞納者の財産を差し押えている。 (その他滞納処分として、交付要求(参加差押)、公売、換価及び配当の執行)</p> <p>無財産等の理由により、滞納処分が困難な場合、滞納処分の執行を停止している。</p> <p>納期限から1年経過するまで納付しない場合、保険証の返還を求めている。 (返還された場合、資格証明書を交付している)</p> <p>滞納者に短期保険証を交付している。</p>	両町の納税相談の窓口の取扱い	合併時に秋田市の業務に統一し、納税相談については、両町の役場窓口にて徴税吏員を配置して対応する。

項 目 ( 事 務 事 業 名 等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
11 国民健康保険税の適正 賦課に関する業務	<p>国民健康保険税の税率等(年額) (医療分) 三方式で賦課 所得割(税率)8.8%</p> <p>均等割(1人につき)21,430円 平等割(1世帯につき)32,810円 課税限度額 530,000円</p> <p>(介護分) 三方式で賦課 所得割(税率)1.27%</p> <p>均等割(1人につき)5,470円 平等割(1世帯につき)4,560円 課税限度額 80,000円</p> <p>納期限(9期) 7月31日、8月31日、9月30日、 10月31日、11月30日、12月31日、 1月31日、2月28日、3月31日</p> <p>軽減制度 7割軽減 1世帯合計所得が33万円以下が対象 5割軽減 33万円+世帯主を除く被保険者数×24万5千円以下が対象 2割軽減 33万円+世帯主を含む被保険者数×35万円以下が対象</p>	<p>国民健康保険税の税率等(年額) (医療分) 四方式で賦課 所得割(税率)10.0% 資産割(税率)10.0% 均等割(1人につき)21,000円 平等割(1世帯につき)30,000円 課税限度額 530,000円</p> <p>(介護分) 四方式で賦課 所得割(税率)1.6% 資産割(税率)5.0% 均等割(1人につき)7,000円 平等割(1世帯につき)4,500円 課税限度額 80,000円</p> <p>納期限(7期) 5月31日、7月31日、8月31日 9月30日、10月31日、11月30日 12月31日</p> <p>軽減制度 7割軽減 1世帯合計所得が33万円以下が対象 5割軽減 33万円+世帯主を除く被保険者数×24万5千円以下が対象 2割軽減 33万円+世帯主を含む被保険者数×35万円以下が対象</p>	<p>国民健康保険税の税率等(年額) (医療分) 四方式で賦課 所得割(税率)8.3% 資産割(税率)30.0% 均等割(1人につき)23,000円 平等割(1世帯につき)33,000円 課税限度額 530,000円</p> <p>(介護分) 四方式で賦課 所得割(税率)1.2% 資産割(税率)5.0% 均等割(1人につき)7,500円 平等割(1世帯につき)4,200円 課税限度額 80,000円</p> <p>納期限(7期) 7月31日、8月31日、9月30日 10月31日、11月30日、12月25日 1月31日</p> <p>軽減制度 7割軽減 1世帯合計所得が33万円以下が対象 5割軽減 33万円+世帯主を除く被保険者数×24万5千円以下が対象 2割軽減 33万円+世帯主を含む被保険者数×35万円以下が対象</p>	1市2町でそれぞれ税率等が異なる。	平成17年度以降の賦課については秋田市の制度に統一する。 (資産割なし) なお、平成16年度分までは、課税の特例を設け、両町の条例のとおりとする。

項 目 ( 事 務 事 業 名 等 )	現 況			課 題	調 整 方 針 ( 案 )
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
12 国民健康保険税の減免に関する業務	減免の対象 ・ 貧困により、生活のため公私の扶助を受ける者又はこれに準ずると認められる者 ・ 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者 ・ 上記に掲げる者以外の者で特別の事情がある者 減免の割合 最高50%	減免の対象 ・ 貧困により、生活のため公私の扶助を受ける者又はこれに準ずると認められる者 ・ 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者 ・ 上記に掲げる者以外の者で特別の事情がある者 減免の割合 最高100%	減免の対象 ・ 貧困により、生活のため公私の扶助を受ける者又はこれに準ずると認められる者 ・ 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者 ・ 上記に掲げる者以外の者で特別の事情がある者 減免の割合 最高100%	両町では生活保護基準以下で全体の100%減免がある。 減免申請に係る両町の受付窓口の取扱い	合併時に秋田市の制度に統一する。 減免申請の受付や課税内容の問い合わせのため、両町の窓口で徴税吏員を配置する。
13 国民健康保険の資格得喪に関する業務および保険証の交付(再交付)に関する業務	国民健康保険法に基づく資格得喪に関する事務 保険証の交付対象世帯 8月31日現在の加入世帯 保険証の更新期間 9月1日～9月30日 保険証の有効期限 翌年の9月30日	国民健康保険法に基づく資格得喪に関する事務 保険証の交付対象世帯 8月31日現在の加入世帯 保険証の更新期間 9月下旬 保険証の有効期限 翌年の9月30日	国民健康保険法に基づく資格得喪に関する事務 保険証の交付対象世帯 8月31日現在の加入世帯 保険証の更新期間 9月下旬(地域毎に交付日時を設定) 保険証の有効期限 翌年の9月30日	両町の受付窓口の取扱い 合併後の被保険者証の取扱い	合併時に両町に受付窓口を設ける。 被保険者証については平成16年12月中に新しい被保番を付番した被保険者証を発行し、個々に送付する。
14 前期高齢者に関する業務	平成15年4月1日時点での交付件数 高齢受給者証 1,470件 減額認定証 483件	平成15年4月1日時点での交付件数 高齢受給者証 78件 減額認定証 43件	平成15年4月1日時点での交付件数 高齢受給者証 35件 減額認定証 6件	即時交付に係る両町の受付窓口の取扱い	合併時に秋田市の業務に統一し、両町の窓口で即時交付できることとする。
15 針・灸マッサ - ジ療養助成	対象者 55歳以上の秋田市国民健康保険の被保険者で、かつ申請の日前に納期の到来している国民健康保険税を完納している者 助成内容 1回につき800円を助成し、年度内40枚を限度とする。	対象者 町に住所を有する満70歳以上の者で、他の制度による施術費の給付を受けることができない者 助成内容 1回につき1,000円を助成し、1ヵ月に1回以内とする。	対象者 雄和町在住者で年齢60歳以上の者 助成内容 1回につき1,000円を助成し、年度内12枚を限度とする。	両町では国保加入者以外も該当者としており、助成内容も異なる。 両町の交付窓口の取扱い	平成17年度に秋田市の制度へ統一する。 平成17年度に両町の窓口で交付することができることとする。